

食品接触材料安全センターメールマガジン No.31 (HP 掲載版)

食品接触材料安全センターメールマガジン No.31 (2022 年 1 月下旬号) を発行致しましたのでご覧ください。

■食品接触材料安全センターの組織と事業紹介シリーズ

食品接触材料安全センターの組織と事業紹介

ここでは、総務室より、先頃行った食品接触材料安全センター事務所レイアウト変更工事についてお知らせします。

1 月 8~10 日及び 15 日、住友不動産六甲ビル 7 階の JCII 食品接触材料安全センター事務所のレイアウト変更工事を実施、完了し、これまで 8 階同センター事務所で執務していた旧塩ビ食品衛生協議会のメンバーが 7 階事務所に移動しました。

これに伴い、8 階で使用していた電話、FAX がいなくなり、電話番号、FAX 番号などがつぎのようになりましたのでご確認ください。

総務、情報調査・広報関係 TEL:03-5244-9363、FAX:03-5244-9368

技術関係 TEL:03-5244-9364、FAX:03-5244-9368

適合確認関係 TEL:03-5244-9365、FAX:03-5244-9368

問い合わせメールアドレス info-fcmssc@jcii.or.jp

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

センター事務所が一箇所に集約されたことにより、一層効率的に執務できる体制となりました。お近くにお寄りの際はお気軽にお越しください。(総務室)

■PL 制度における既存物質の整理と PL 制度の再編について

PL 制度における既存物質の整理と PL の再編について

厚生労働省は、これまで検討してきた PL 制度に係る主な課題を下の表のように整理してきました。そして、2021 年 12 月 21 日の審議会部会において、これまでの PL 制度にはな

い新たな対応を示しました。表に続くコラムをご覧ください。既存物質の整理と PL の再編に注目すべき動きが見られます。センターはこうした新たな動きに対し厚生労働省と密接に連携して意見交換し、必要なタイミングで会員にフィードバックして参ります。

カテゴリ	主な課題
樹脂への添加剤に関する情報伝達	ポジティブリストにある基ポリマーを複数使用して混合した場合には、それぞれの基ポリマーに対して使用上限が規定されている添加剤量を合計することになっているが、サプライチェーンの各段階で使用されている添加剤の積み上げとなる最終製品に対しての添加剤の使用量が不明。要因として、複数の業者から原材料（基ポリマー/添加剤の単体又は混合）を購入しているものの、 <u>上流メーカー</u> （樹脂混合等を行うメーカー）から情報開示されない（サプライチェーンが長く複雑である場合や、上流メーカーからは企業秘密を含む情報は通常開示されない）ため、 <u>基ポリマーに使用される添加剤の量を算出できない。</u>
複数の樹脂から成る合成樹脂への添加剤の混合	現在、流通している樹脂は、1種類の基ポリマーだけではなく、複数の基ポリマーで構成されているものもある。一般的には、容器等製造業者は複数の業者から原材料（1種類あるいは複数の樹脂/添加剤の混合）を購入するが、業者によっては、 <u>混合した樹脂1つ1つの基ポリマーの情報を伝達せず</u> 、これまでの慣習から、 <u>混合した樹脂全体を主な基ポリマーから構成された樹脂として取り扱われることがある</u> 。この場合、 <u>混合されている全ての樹脂の基ポリマーの情報が得られないため</u> 、これまでに使用されてきた実績があっても、最終製品に含まれる個々の基ポリマーに対して使用される添加剤の量が、 <u>使用制限の範囲内であるか確認できない。</u> さらに、 <u>塗膜においては、基ポリマーが架橋剤と化学反応している場合もあるため、添加剤の使用上限量を考えることもできない。</u>
一般衛生管理/GMP	器具・容器包装を製造する営業の基準を定めており、一般的な衛生に関すること（一般衛生管理）と食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な、適正に製造を管理するための基準（GMP）を食品衛生法施行規則で設けている。例えば、一般衛生管理では製造などの記録の作成・保存が義務づけられており、GMPでは器具・容器包装の一部を必要に応じて保存することとされている。しかし、食品と異なり、器具・容器包装の市場での流通期間は、器具・容器包装の種類により多様であるため、このような <u>基準が現実的でない場合がある。</u>
再生プラスチック	SDGsの考えに基づき、リサイクル品等回収原料の利活用が今後増えてくることが予想される中で、 <u>器具・容器包装のポジティブリスト制度におけるリサイクル材の考え方の整理が必要である。</u>
新規申請	欧米等のPLで収載されている物質の溶出試験や毒性試験のデータを日本のPL収載の際に利用できる仕組みがないと、試験データを取得する時間とコストが必要となる。そのため、 <u>どのようなエビデンスを収集するか検討が必要である</u> 。また、 <u>企業秘密</u> （物質名など）の扱い方についても検討が必要である。

●従来から使用されている既存物質については、一定の要件を満たすことを確認した上で使用可能とすることを基本とし、以下の事項の再整理を行い、リスト改編の検討を続けることが了承された。

- ・基ポリマーについて構成モノマーを基にした物質名にすること
- ・合成樹脂の範囲として材質に該当する物質を整理した上で、ポジティブリストに収載する基材及び添加剤リストを構成すること

●既存物質の個別の食品健康影響評価については、食品安全に関する問題点の特定、リスクプロファイルの作成、危害要因の優先度の分類といったリスク管理の初期作業を経て、ポジティブリスト制度の対象物質のリスクの検討における優先度の分類を行った上で、一定の期間（5年から10年間）でリスク評価を実施するためのリスク評価方針（案）を引き続き検討するという方向で進めていく

●今回の部会で説明した方針に基づきリスト改編も含めた再整理をし、改編したリスト案を示し（既にリストにある物質については、整理状況がわかる参考情報を示す）、さらなる追加収載及び物質情報更改に係る意見募集を行う予定である

(2021年12月21日審議会部会議事要旨より)

次回より、議事要旨に示されたポイントについて、より具体的に紹介していきます。

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

- 2021年11月24日器具・容器包装部会「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）についての個別の安全性の照会について」の議事録が公表された。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22386.html

- 令和4年1月18日農水省入札公告

令和3年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち輸出環境整備緊急対策事業（輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうちEU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶））の公募について

https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/220118_180_1.html

- 1月7～20日EFSAが実施した食品接触材料関連安全性評価。

「使用後のPETを食品接触材料へリサイクルするため使用される Polymetrix pellet テクノロジーに基づく NOVAPET プロセスの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7011>

「使用後のPETを食品接触材料へリサイクルするため使用される Polymetrix pellet テクノロジーに基づく LuxPET プロセスの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7012>

「使用後のPETを食品接触材料へリサイクルするため使用される Polymetrix pellet テクノロジーに基づく MOPET プロセスの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7013>

「食品接触材料に使用するグリコール変性ポリシクロヘキシレンジメチレンテレフタレート (PCTG)をリサイクルするのに用いられる Green Loop System プロセスの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7002>

「食品接触材料に使用する炭化ポリアクリロニトリル由来切り刻んだ炭素繊維の安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7003#efsa-page-title>

「使用後の PET を食品接触材料質にリサイクルするため使用される Starlinger iV+テクノロジーに基づく OMT Recycling Project プロセスの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7018>

「使用後の PET を食品接触材料にリサイクルするため使用される Starlinger iV+テクノロジーに基づく Circular Plastics プロセスの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7019>

「使用後の PET を食品接触材料にリサイクルするため使用される Starlinger iV+テクノロジーに基づく Srichakra Polyplast プロセスの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7020>

「使用後の PET を食品接触材料にリサイクルするため使用される Starlinger iV+テクノロジーに基づく Resinas del Ecuador プロセスの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7021>

「使用後の HDPE クロージャーを食品接触材料にリサイクルするため使用される Starlinger recoSTAR HDPE FC 1 - PET2PET プロセスの安全性評価」

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7001>

●2021年12月16日独 BfR 「日用品に含まれる BPA : FAQ」

https://www.bfr.bund.de/en/bisphenol_a_in_everyday_products_answers_to_frequently_asked_questions-60837.html

●1月18日 EU 官報「食品添加物二酸化チタン (E171) について、欧州議会及び閣僚理事会規則 (EC) No 1333/2008 附属書 II 及び III を改訂する 2022 年 1 月 14 日付け欧州委員会規則 (EU) 2022/63」

<https://eur-lex.europa.eu/legal->

[content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L .2022.011.01.0001.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2022%3A011%3ATOC](https://www.fda.gov/oc/foia/2022-011-01-0001-01-ENG&toc=OJ%3AL%3A2022%3A011%3ATOC)

●ACC「PFAS 2021 年ハイライト」

<https://www.americanchemistry.com/chemistry-in-america/news-trends/blog-post/2022/pfas-highlights-in-2021>

●1月10日米国議会「FDA コミッショナーWoodcock 宛て書簡」

<https://oversight.house.gov/sites/democrats.oversight.house.gov/files/2022-01-10.RK%20to%20Woodcock-FDA%20re%20Phthalates%20FINAL.pdf>

食品医薬品化粧品法の下認可されているフタレートの評価に係る照会。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー Jcii の個人情報の取扱いに関しましては、Jcii ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。(info-fcmcs@jcii.or.jp)

ー 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（発行）

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel：03-5244-9363 e-Mail：info-fcmssc@jcii.or.jp

URL：<https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>